

マレーシア知的財産公社

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MY. I
国際出願の国内段階移行（特許様式No. 2A）	附属書 MY. II
特許代理人の選任又は変更（特許様式No. 17）	附属書 MY. III
出願人が特許又は実用革新証を受ける権利を証明する申立（特許様式No. 22）	附属書 MY. IV
実体審査請求書（特許様式No. 5）	附属書 MY. V
簡略化された実体審査請求書（特許様式No. 5A）	附属書 MY. VI
優先権の回復請求書（特許様式No. 1A）	附属書 MY. VII

略語のリスト

国内官庁：	マレーシア知的財産公社
P A：	1983年特許法（法律第291号）
P R：	1986年特許規則

指定（又は選択）官庁 MY	マレーシア知的財産公社 国内段階に入るための要件の概要	概要 MY
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	遅滞する各月について MYR 800	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正したものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ² ）・図面中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ² ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示して請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：マレーシア・リンギ（MYR） 電子形式又は紙形式 出願手数料 ¹ MYR 290 特許出願又は国内段階に移行する国際出願の最初の10個を超える各追加請求の範囲についての請求の範囲手数料： －11個目から20個目までの各請求の範囲について・・ MYR 20 －21個目から30個目までの各請求の範囲について・・ MYR 30 －31個目から40個目までの各請求の範囲について・・ MYR 40 －40個を超える各請求の範囲について..... MYR 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 出願人が国際出願の翻訳文のうち最初に提出したもの又は補正したもののみを提出した場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に求める。

MY	マレーシア知的財産公社（続き）	MY
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4} 出願人が発明者でない場合には、特許出願について出願人の権利を正当化する説明書^{3, 4} 出願人が先の出願の出願人と異なる場合には、優先権主張を行う資格の証明^{3, 4} 国際出願日の後に発明者の名称変更があり、その旨が国際事務局からの通知（様式 PCT/IB/306）に反映されていない場合には、当該変更を証明する書類⁴ 出願人がマレーシアに居住していない場合には、代理人の選任該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

PR	25A	MY. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書MY. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。 MY. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。 MY. 03 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MY. I に概説されている。
PA PR	86(5) 45B(2)	MY. 04 代理人の選任 マレーシアに居住していない出願人は、出願人が署名した特別の様式（附属書MY. III 参照）を登録官に提出して代理人を選任する。登録官に登録している弁理士が代理人として行動できる。
PR	10(2)	MY. 05 発明者 出願人が発明者でなければ、発明者の氏名を記載し、出願人が特許を受ける権利を正当化した書類を願書に添付しなければならない（附属書MY. IV 参照）。
PA PR	35(2) 33	MY. 06 年 金 特許付与日から2年目以降の各年について年金を支払う。年金は特許存続期間の2年目以降の各年の終了日前12箇月以内に支払わなければならない。割増料を支払えば6箇月の年金遅延支払期間が認められる。年金の額については附属書MY. I を参照。
PA PR.	29A 27 to 27D	MY. 07 審査請求 審査請求又は簡略化された審査請求は、国際出願日から4年以内に、国内官庁が用意する特別の様式（附属書MY. V 及びMY. VI 参照）を使用し、所定の手数料を支払い行う。簡略化された審査請求には、付与特許の英語による認証謄本を添付しなければならない。日本及び韓国の特許については英語による証明付翻訳文を添付しなければならない。
PCT Art. PA PR	28 41 26A 46	MY. 08 出願の補正及びその時期 出願人は、最初の出願の開示範囲を拡大しないことを条件として、特許付与前であればいつでも所定の手数料を支払って自己の出願の訂正又は補充を行うことができる。
PCT Art. PCT Rule	25 51	MY. 09 P C T第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。国際出願が取り下げられたものとみなされた場合、出願人は国内官庁に再審査請求を行うことができる。
PCT Art. PCT Rule	24(2) 48(2) 49.6 82bis	MY. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
		MY. 11 権利の回復 出願人が故意ではなく国内官庁が定めた期間を遵守できず、これが出願人の権利に不利な影響を与える場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は、期間を遵守できなかった理由が消滅した後2箇月又は遵守されなかった期間の満了から12箇月のいずれか先に満了する期間内に、書面で行わなければならない。この2箇月の期間内に、遂行されなかった行為を完了させ、権利回復手数料（附属書MY. I 参照）を支払わなければならない。
PA PR	17B 33C	MY. 12 出願変更 出願人は、審査報告の日から3箇月以内に、請求を行い所定の手数料を支払えば、特許出願を実用革新証出願に変更することができる。変更後の出願は最初の出願日を維持する。

手数料の支払方法

手数料はマレーシア・リングギで支払う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

国内官庁に対する支払は小切手，郵便為替，銀行手形，国内為替，クレジットカード，デビットカードで行うことができる。

手 数 料

(通貨：マレーシア・リングギ(MYR))

特 許 (電子形式又は紙形式)

出願手数料	290
特許出願又は国内段階に移行する国際出願の最初の10個を超える各請求の範囲の請求の範囲手数料：	
－11個目から20個目までの各請求の範囲について	20
－21個目から30個目までの各請求の範囲について	30
－31個目から40個目までの各請求の範囲について	40
－40個を超える各請求の範囲について	50
審査請求	1,100
簡略化された審査請求	640
出願補正手数料	150
回復手数料 (遅延した各月について)	800
年 金：	
－第2年度	290
－第3年度	360
－第4年度	440
－第5年度	530
－第6年度	630
－第7年度	730
－第8年度	830
－第9年度	910
－第10年度	990
－第11年度	1,020
－第12年度	1,140
－第13年度	1,280
－第14年度	1,450
－第15年度	1,550
－第16年度	1,900
－第17年度	2,100
－第18年度	2,400
－第19年度	2,700
－第20年度	2,900
年金の遅延支払の割増料	関係する年度の手数料の100%
優先権回復手数料	150
変更手数料	290

特 許 (電子形式のみ)

書類の取扱手数料：	
－1頁から10頁	追加 5
－11頁から20頁	追加 10
－21頁から50頁	追加 40
－50頁を超える各頁について	追加 60
物理的コンピュータ記憶装置の取扱, 各装置について	追加 50

様式（附属書MY. II－VII）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MY. II 国際出願の国内段階移行（特許様式 No. 2A）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_my.pdf

附属書 MY. III 特許代理人の選任又は変更（特許様式 No. 17）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_my.pdf

附属書 MY. IV 出願人が特許又は実用革新証を受ける権利を証明する申立（特許様式 No. 22）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_my.pdf

附属書 MY. V 実体審査請求書（特許様式 No. 5）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_my.pdf

附属書 MY. VI 簡略化された実体審査請求書（特許様式 No. 5A）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_my.pdf

附属書 MY. VII 優先権の回復請求書（特許様式 No. 1A）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_my.pdf